議員提出議案第１号

一般セーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を求める意見書

このことについて、下記のとおり、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に意見書を提出する。

平成13年３月22日

提出者　三朝町議会議員　岩井澄雄
賛成者　三朝町議会議員　杉原憲靖
賛成者　三朝町議会議員　吉田公博
賛成者　三朝町議会議員　田栗公雄
賛成者　三朝町議会議員　藤井佳夫
賛成者　三朝町議会議員　牧田武文

平成１３年３月２２日原案可決
三朝町議会議長　藤井　享

一般セーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を求める意見書

近年、わが国へ農産物の輸入が年々増加しています。特に、野菜の輸入量は平成２年と平成１１年を比較すると２３２％にも増加し、さらに昨年のトマトやネギ類の１月から９月期輸入量は一昨年同期と比較して、約２倍にも急増しており、ネギ類の市場価格は、一昨年同期（１月～１０月）に比べ６０％まで落ち込んでいます。

このように、輸入野菜の激増によって野菜価格は低迷しており、生産費の回収さえもできない品目が続出し、農家の経営を著しく圧迫しています。野菜等の農産物価格の暴落は、農家への打撃に止まらず、農業関連産業全体をも危機に陥れ、長引く不況とあいまって、地域経済にも大きく影響を及ぼしつつあります。

ＷＴＯ協定に基づく「緊急輸入制限」（セーフガード）は、輸入の増加が「国内生産に重大な損害を与え、または、与える恐れのある場合」は、「特定の産品の輸入に対する緊急輸入措置」をとることができると明確に定めています。

ＷＴＯ協定発足以降だけでも、韓国、米国、チリなどで乳製品や豚肉、野菜、穀物などの輸入制限を行い、自国の農業を守っています。

したがって、わが国も輸入野菜等の激増によって価格が暴落し、地域農業が根底から脅かされる事態にある今、緊急輸入制限を発動することが急がれます。

よって、国においては、下記事項について格段の配慮をいただきますよう要望いたします。

記

1　野菜をはじめ、輸入が激増している農畜産物に対し、緊急輸入制限措置を早急に発動すること。

2　緊急輸入制限措置に係る手続を簡素化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年3月22日

鳥取県東伯郡三朝町議会